

第2号議案

一般社団法人宮城県安全運転管理者協会役員を選任(案)に関する件

一般社団法人宮城県安全運転管理者協会の役員について、定款第26条において、「理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。」とされている。

そこで、令和4年度事業の最終のものに関する定時総会の終結と同時に、役員
の任期が満了することに伴い、次のとおり役員を再任・選任することとする。

1 理事及び監事の再任について

理事には、

「菊地一男氏」、「枝松茂雄氏」、
「高橋博紀氏」、「紀野國俊道氏」、
「沼倉正也氏」、「千葉純一氏」、
「三塚亜紀男氏」、「佐藤貴氏」、
「阿藤東彦氏」

を、また監事には、

「八巻均氏」、「鈴木秀寿氏」

をそれぞれ再任することとする。

2 新理事及の選任について

新理事には、

「鈴木聰氏」

を選任することとする。